

総合支援資金【生活支援費】(特例貸付)借入申込書 兼 同意書

(必ず借受する本人が記載して下さい)

市区町村社協
市区町村社協受付
年 月 日

借入申込者	フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年	日生 (歳)
	氏名		電話番号	—	—	
			携帯電話	—	—	
	フリガナ					
	住所	〒				
勤務先 (離職先)						
所在地		電話番号	—	—		

借入希望条件	借入希望金額	上限額: 単身世帯15万円 複数世帯20万円 希望月額 万円 希望月数 ヶ月 ※3ヵ月以内	償還条件	【貸付利子】無利子 【据置期間】1年以内 【償還期間】据置期間経過後10年以内 【延滞利子】滞納時の延滞利子は年3%
	据置期間	貸付金の送金後	ヵ月 (返済が始まるまでの期間: 上限は12ヵ月)	
	償還期間(月賦)	据置期間終了後	ヵ月 (上限は120ヵ月以内)	

生活状況	

	フリガナ 氏名	続柄	年齢	職業 学校等	月収	備考 要介護の状況や子の通学状況など
	1		本人			
2						
3						
4						
5						
6						

- 上記のとおり生活福祉資金を借入申込みます。上記の内容に相違はありません。ついては、本借入申込書の裏面記載の留意事項及び「警察等関係機関への照会に関する同意」に同意いたします。
- 本借入れに関する個人情報については、裏面の「生活福祉資金貸付事業に係る個人情報の取り扱いについて」に基づいて取り扱われることに同意します。

令和 2 年 月 日

借入申込者 _____ 印

特例貸付 総合支援資金(生活支援費)の申込みにあたっての留意事項

- 1 本申込書は、緊急小口資金(特例貸付)貸付事業による貸付けを行うためのものです。
- 2 申込みに際しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業・収入減少のため当座の生活費が必要な方に限ります。
- 3 借入限度額はひと月あたり15万円以内、原則3ヶ月までとします。ただし、世帯員が2人以上いる場合は20万円以内、原則3ヶ月までとします。
- 4 貸付金の返済(償還)期限は、据置期間(1年以内)終了後、2年以内とします。
- 5 貸付金の利率は、無利子です。
- 6 貸付金を返済期限までに支払わなかった場合は、滞納している元金に対して年3%の延滞利子が発生します。
- 7 借入申込みには審査があります。大阪府社会福祉協議会は審査にあたり、当該借入のために提出された借入申込書および添付書類の記載事項について事実の確認を行うため、全国社会福祉協議会および他の都道府県社会福祉協議会または官公署等に照会することがありますのでご了承ください。
- 8 貸付けが決定した場合、貸付決定通知書を送付するとともに指定された金融機関口座に貸付金をお振込みいたします。
- 9 償還方法については、銀行等口座からの自動引き落としで行います。貸付申請の際に手続きを求めます。
- 10 資金を借入れた者は、転居など世帯の状況に変更があった場合、必ず大阪府社会福祉協議会まで届け出てください。
- 11 借入金を目的外に使用した場合、または虚偽の申請により借入れを行った場合には一括償還をしていただきます。
- 12 申請に際して提出していただいた書類は返却いたしません。
- 13 借入申込が不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。
- 14 本貸付を含む生活福祉資金を借り入れ、その償還を免除となった世帯及び世帯員は、今後生活福祉資金をご利用できない可能性があります。

「警察等関係機関への照会に関する同意」

私及び私の世帯の者は暴力団員ではありません。また、将来に渡っても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

〔暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体」を指します。〕

「生活福祉資金貸付事業に係る個人情報の取扱いについて」

大阪府社会福祉協議会では、個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、下記のとおり運用していますのでお知らせします。

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・償還の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立の支援等を行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

大阪府社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1の利用目的の範囲内として、大阪府社会福祉協議会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対し個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①審査運営委員会

貸付の決定等について、同委員会に借受人等の情報全般について提供します。

②市区町村社協

適正な貸付けを遂行するため借受人等に関する情報を共有することがあります。

③他の都道府県社協及び全国社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本府以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および府外に居住している関係者の情報について提供し提供を受けます。

④福祉事務所

借受人等が要保護世帯、障害者世帯に属する場合、世帯の状況や申込内容、貸付・償還状況について情報を提供し提供を受けます。

⑤市区町行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について市区町等に提供・照会することがあります。転居した場合の事実確認などのために転入先市区町村へ個人情報の提供・照会することがあります。

⑥各種金融機関

貸付金の交付及び償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

⑦その他の関係機関

貸付内容に係る各機関等に対して、事実確認のために情報の提供をし又は提供を受けることがあります。

4. 個人情報本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

- ・弁護士法に基づく弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで本人に知らせることで事務に支障を及ぼす可能性がある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピューターに入力し個人データとして管理します。

6. 職員等の義務について

大阪府社会福祉協議会の従事者は業務によって知り得た個人情報について、不当な目的のために使用したりしません。

7. 苦情対応窓口について

大阪府社会福祉協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には適切に対応します。苦情対応担当者は下記のとおりです。

苦情対応担当者: 大阪府社会福祉協議会生活支援部福祉資金担当部長、苦情対応責任者: 大阪府社会福祉協議会事務局長

住所: 大阪市中央区谷町7-4-15 電話: 06-6762-9474/FAX: 06-6767-1562